

2020年（令和2年）10月26日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）

2019年（令和元年）11月12日付けで諮問された、「昭和15年以降、藤沢市長が公印をもって藤沢市公金取扱金融機関と公認した契約書」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「昭和15年以降、藤沢市長が公印をもって藤沢市公金取扱金融機関と公認した契約書」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2019年（令和元年）8月30日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分について、実施機関は、昭和47年度以前の文書の不存在について明示した諾否の決定を、改めて行うべきである。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2019年（令和元年）7月3日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「昭和15年以降、藤沢市長が公印をもって藤沢市公金取扱金融機関と公認した契約書」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し8月30日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開一部承諾決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分〉

法人の印影

〈公開することができない理由〉

法人に関する情報であって、公開した場合、偽造による被害等、当該法人

の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，条例第6条第2号に該当するため。

- (3) 審査請求人は，同年10月29日付けで，実施機関に対し，「昭和15年以降，藤沢市長が公印をもって藤沢市公金取扱金融機関と公認した契約書」の全てを公開し，法人の印影を公開した場合のおそれの特定明示を求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は，同年11月12日付けで，藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し，条例第18条第1項の規定により，本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，「昭和15年以降，藤沢市長が公印をもって藤沢市公金取扱金融機関と公認した契約書の全てを公開し，法人の印影を公開した場合のおそれの特定明示を求める」というものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると，本件審査請求の理由は，次のとおりである。

市政公布は昭和15年。一部とは印影のみに非ず，開示97頁は49年以降，請求の一部。全て公開を求めます。また法は，印影消去を明示していない。藤沢市行政文書の中で公開した時の，おそれの特定明示を求める。

公開法は特定案件請求規定でない。行政行為に対する説明責任を求めている。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると，実施機関の主張は，次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

法人等に関する情報を非公開情報とする条例第6条第2号は，法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は情報公開制度の下においても保護される必要があることから，法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報を非公開情報とすることをその趣旨としており，具体には法人等の事業上の活動利益を著しく侵害するおそれがある情報を非公開情報としている。

これを本件請求に係る対象文書についてみるに、当該文書中の法人の印影については、公開した場合、偽造による被害等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当し、非公開としたものである。

(2) 審査請求に対する反論

本件審査請求人は、「市政公布は昭和15年。一部とは印影のみに非ず、開示97頁は49年以降、請求の一部。全て公開を求めます。また法は、印影消去を明示していない。藤沢市行政文書の中で公開した時の、おそれの特定明示を求める。」と主張するが、本件処分は、本市の市制開始の昭和15年度以降の分から、保管目録をすべて確認した上で行っており、本件請求対象の保存されている文書についてはすべて公開している。

また、印影を非公開とした理由についても、偽造による被害等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを否定できず、また条例第6条第2号ただし書きに定める「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」にも該当しないことから、当該印影を非公開としたものである。

よって、審査請求人の主張については、理由がなく、認容できるものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「昭和15年以降、藤沢市長が公印をもって藤沢市公金取扱金融機関と公認した契約書」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、2事実(2)に記載の理由により、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の要旨は、「昭和15年以降、藤沢市長が公印をもって藤沢市公金取扱金融機関と公認した契約書」の全てを公開し、法人の印影を公開した場合のおそれの特定明示を求めるというものである。

(4) 行政文書公開一部承諾決定通知書の理由付記について

ア 行政文書公開一部承諾決定に係る理由付記については、条例第12条第1項において、「当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規

定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」と規定されている。

このことから、当該理由の付記は、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載する必要があり、付記された理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。

イ 本件処分について、審査請求人は、「法は、印影消去を明示していない。藤沢市行政文書の中で公開した時の、おそれの特定明示を求める」と主張する。実施機関が示す非公開の理由は、法人の印影が公開された場合、当該情報を知り得た者が偽造し悪用するなどの可能性を否定できず、そのことをもって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを意味しており、現に示されている理由については、その記載自体から、非公開とする理由が理解され得るものである。

ウ 他方、実施機関が法人の印影を非公開とした上で審査請求人に公開した文書は、昭和48年度以降のものに限られ、昭和47年度以前の文書は何ら公開されていない。当審査会で調査したところ、昭和47年度以前の本件請求に係る文書は、当時の藤沢市文書取扱規程に基づく永年保存文書の20年見直しによって廃棄された文書があることは認められたものの、それ以外の文書の存否は明らかにならなかった。

本件請求が、昭和15年以降の本市における公金取扱金融機関との契約書であることが明白であることに照らせば、昭和47年度以前の文書について何ら言及していない本件処分は、行政文書公開一部承諾決定通知書の理由付記において、不十分であると言わざるを得ない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2019. 7. 3	行政文書公開請求受付
8. 30	行政文書公開一部承諾決定処分
10. 29	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
11. 12	実施機関から審査会へ諮問書の提出
12. 4	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
12. 9	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
2020. 3. 30	審議
6. 22	審査会による調査 審議
7. 27	審議
8. 24	審議
10. 1	審議
10. 26	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者